

いわき市告示第 44 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

いわき市長

内 田 広 之

- 1 実施期間
令和 8 年 5 月 25 日（月）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- 2 実施時間
午前 9 時から午後 4 時まで
- 3 検査場所
特定計量器の所在場所等
- 4 検査対象特定計量器
計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条（定期検査の対象となる特定計量器）第 1 項第 1 号に定める非自動はかり（第 5 条第 1 号又は 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 5 実施区域
【300 kg 以下の小型はかりの検査(大型店等を除く)】
平、内郷、四倉、小川、好間、三和、久之浜・大久地区
小名浜、常磐地区の一部区域(鹿島町鹿島、若葉台等)
【上記以外の検査】
市が指定する区域
- 6 検査実施機関
一般社団法人福島県計量協会